

米軍経ヶ岬通信所の設置に係る
安全・安心対策連絡会(臨時)説明資料

令和5年1月
近畿中部防衛局

令和4年11月8日に発生した交通事故に係る対応の検証結果について

1 対応の検証

(1) 改めるべき事象

第25回安全・安心連絡会（令和2年12月）における「交通事故に関する情報提供の考え方（以下「考え方」と表記）」に基づき、速やかに通報をすべき事故であったにも関わらず、それが出来なかったこと。

(2) 要因

警察から物損事故であるとの情報を得ていたこと、及び怪我人はいないとの思い込みにより、米軍に対して詳細な事実確認を迅速に行わなかった受け身の対応。

(3) 改善すべき事項

米軍関係者による交通事故の情報収集に対する受け身の対応の解消
「考え方」の適切な運用の確保のための関係機関との連携強化

2 再発防止に向けた取り組み

(1) 近畿中部防衛局長による関係職員に対する指導

- 受け身の対応ではなく、責任ある立場として、積極的な情報収集に努めること。
- 米軍を含む関係機関との連携を強化して「考え方」の適切な運用に努めること。

(2) 「考え方」の適切な運用の確保

- 「考え方」の適切な運用確保のためには、関係機関の協力が必要不可欠
- 米軍関係者に対する交通安全講習会を開催 連絡会で整理した「考え方」を改めて説明し、認識を共有
- 防衛局に対する適時適切な情報共有を含め、関係機関が緊密に連携しつつ対応していくことを確認
- 「考え方」にある「判断に迷う場合の速やかな情報提供」の柔軟な活用を含め、その適切な運用に努める

(3) 交通安全対策推進チーム（仮称）の設置

防衛局は、再発防止の徹底を図っていくことを目的として、「交通安全対策推進チーム（仮称）」を設置。交通安全対策に関わる業務及び事故発生後の対応を所掌する部署をチームとして集約することにより、確実かつ迅速な対応を実現。

(参考) 令和4年11月8日に発生した交通事故に係る対応の経緯・経過

11月9日(水)、近畿中部防衛局は、京丹後市から照会を受け、関係機関に事実関係を確認した。

警察からは、11月8日(火)18時頃、米軍関係者の運転する車両と歩行者が接触する事故が発生した、物損事故であるとの情報を得た。

その後、米軍からも、車と人との接触事故が発生したとの情報を得た。

同日、近畿中部防衛局は、本件事故について、以上の情報に基づき、第25回「米軍経ヶ岬通信所の設置に係る安全・安心対策連絡会」(以下、「連絡会」という。)で整理した「交通事故に関する情報提供の考え方」(以下、「考え方」という。)に照らして、地元への速やかな情報提供が必要な事故ではなく、直近の連絡会において件数等を報告する事故に該当すると判断。京丹後市からの照会に対し、物損事故である旨を回答した。

11月17日(木)以降、近畿中部防衛局は、日本側当事者が怪我を負う事故であった可能性を示唆する関係機関以外からの情報に接し、警察に再度照会したものの、新たな情報は得られず、米軍に詳細な事実確認の照会を行ったところ、同月23日(水・祝)、当該事故で怪我人が出ている旨の情報を新たに得て、翌24日(木)、連絡会で整理した考え方に照らして速やかに地元へ情報提供すべき事故であると判断を改めた。

11月28日(月)、近畿中部防衛局は、関係自治体等に対し、「11月8日(火)18時頃、京丹後市網野町三津の国道178号線上において、米軍関係者の運転する車両のサイドミラーと歩行者が接触し、歩行者が切り傷を負う事故が発生した。当該事故を受け、11月13日(日)に米側関係者が被害者を訪問し、謝罪するとともに加入保険等を活用して対応する旨説明した」旨を情報提供した。

同日、日本側当事者は、怪我の診断書を京丹後警察署に提出した。(物損事故から人身事故への切り替え)

11月30日(水)、近畿中部防衛局は、第33回連絡会において、事故概要を報告した。

12月3日(土)、近畿中部防衛局は、日本側当事者を訪問し、今後、米側との調整で困る事等があれば相談いただくよう説明した。

交通事故に関する取り組みについて

防衛局としては、交通事故に関する情報提供の考え方を整理し、これに加え、米軍が地元に対して、野生動物の目撃など事故の未然防止につながる情報を自主的に提供し、米軍と地元との相互の積極的な情報交換に取り組み、米軍自らの交通事故の未然防止とともに、地元の交通安全対策に寄与するよう努める。

交通事故に関する情報提供の考え方について

1 交通事故については、原則として、可能な限り速やかに、情報提供を行う。

2 ただし、次に掲げる事故については、直近の安全・安心対策連絡会において、件数等を報告する。

以下に示す事故の例は、物損事故であって、人身事故（運転手・同乗者の傷害、後日判明分を含む）を伴うもの、著しい速度超過（自衛隊車両等の運行に関する違反があった場合の公表の例による）、飲酒運転（酒気帯び含む）、無免許、ひき逃げ、あて逃げ、煽り等を原因とする運転及び社会的な影響（家屋への飛込み、電柱倒壊、踏切での事故等）のあるものを除く。

（事故の例）

- ・ 車両との接触
- ・ 自転車との接触
- ・ 視線誘導標への接触
- ・ ガードレールへの接触
- ・ 石垣、縁石への接触
- ・ 分離帯、安全島への接触
- ・ 橋梁、橋脚への接触
- ・ 門扉への接触
- ・ 側溝への脱輪
- ・ 電柱への接触
- ・ 外灯柱への接触
- ・ 標識への接触
- ・ カーブミラーへの接触
- ・ 外壁、フェンスへの接触
- ・ ブロック塀への接触
- ・ 樹木への接触
- ・ 雪塊への接触
- ・ グレーチングへの接触 等

3 なお、上記の運用において、防衛局が判断に迷う事故が発生した場合には、上記1の原則に則り、可能な限り速やかに、情報提供を行う。

地元への交通安全対策に資する情報提供について

○ 米軍は、地元に対して、野生動物の目撃等や道路の破損など事故の未然防止につながる情報を自主的に提供し、米軍と地元との相互の積極的な情報交換に取り組みることにより、米軍自らの交通事故の未然防止とともに、地元の交通安全対策に寄与するよう努める。

（背景）

地元から野生動物の目撃等に関する情報をいただき、米軍に情報提供。その後、米軍からも同様の情報提供があり、地元へ情報提供したところ、地元としても非常に有意義であったとのご意見。

その後、地元と意見交換をさせていただき中で、地元より、交通事故に関する情報提供の考え方を京丹後市と整理して、スタートさせること及び野生動物の目撃に関する情報のやりとりのように、交通安全に資する情報を相互に交換することが、非常に有益であるとのご意見。